

柏原市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ&A

平成30年 4月19日

1. 訪問型サービスについて
2. 通所型サービスについて
3. 第1号事業支給費について
4. 介護予防ケアマネジメントについて

1. 訪問型サービスについて

1-1 訪問型サービスで従事できるサービス内容を例示されたい。	29.1.20
---------------------------------	---------

(答)

訪問型サービスで提供できるサービスの内容については、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号）に例示する内容とします。

また、訪問型サービスで、それぞれのサービス種類ごとに提供できるサービス内容は、下記のとおりとします。

なお、訪問型サービスの種類は、介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアプランに基づき選択され提供されるものです。

サービス種類	内 容
旧介護予防訪問介護相当サービス	従来の介護予防訪問介護のサービス内容で、身体介護に相当する介護を含むもの
訪問型サービスA（Ⅰ）	自立生活支援のための見守りの援助及び生活援助に相当する支援を行うもの
訪問型サービスA（Ⅱ）	生活援助に相当する支援のみを行うもの

1-2 訪問型サービスAで提供するサービスの所要時間を示されたい。	29.1.20
-----------------------------------	---------

(答)

訪問型サービスAの所要時間については、現に要した時間ではなく、介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランに位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間とされており、利用者の心身の状況を踏まえつつ設定します。

訪問型サービスAの所要時間は、実際に訪問型サービスAを行った時間に限るため、例えば、交通機関の都合その他訪問型サービスAの必要以外の事由によって利用者の居宅に滞在した場合には、その滞在の時間は訪問型サービスAの所要時間に算入しません。なお、サービスを提供する際の事前準備等として居宅において行われるサービス準備・記録等（健康チェック、環境整備など）は所要時間に含まれます。

なお、単位設定にあたっては、下記の時間程度のサービス提供を想定し算定しています。

サービス種類	時 間
訪問型サービスA（Ⅰ）	45分～60分程度
訪問型サービスA（Ⅱ）	20分～45分程度

1-3 訪問型サービスAを1日の間で複数回提供することは可能か。	29.1.20
----------------------------------	---------

(答)

訪問型サービスAは、原則として1日1回とします。

ただし、介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアプランにおいて必要と認められる場合は、この限りではありません。なお、1日に複数回の訪問型サービスAを提供する場合、算定する時間の間隔がおおむね2時間以上空いていないのであれば、1回分の訪問型サービスAとして算定します。

1-4 訪問型サービスAの同一建物減算の対象となる場合を具体的に示されたい。	29.1.20
--	---------

(答)

訪問型サービスAの同一建物減算の対象となるのは、訪問型サービスA事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。））にあつては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）の登録を受けたものに限る。）若しくは訪問型サービスA事業所と同一建物に居住する利用者又は訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、訪問型サービスAを提供した場合です。

1-5 訪問型サービスA（Ⅱ）には「市長が指定する研修を修了した者」が従事できるとされているが、「市長が指定する研修」について示されたい。	29.1.20
---	---------

(答)

「市長が指定する研修」とは、市から示す標準テキストをもとに事業所で講習を行っていただく研修で、「訪問型サービスA（Ⅱ）従事者研修」とします。

標準テキストは、「介護保険や介護予防・日常生活支援総合事業の概要」「生活援助の内容と役割」「高齢者の理解」「個人情報の保護」などをまとめたもので、市ホームページからダウンロードできる形で公開いたします。なお、印刷費用等は事業所の負担でお願いします。

1-6 「訪問型サービスA（Ⅱ）従事者研修」を実施するにあたり、留意すべき事項等を示されたい。	29.1.20
---	---------

(答)

訪問型サービスA（Ⅱ）従事者研修を実施するにあたっての留意事項等は、次のとおりです。

【レポートの提出】

研修の最終課程で、受講者にレポート課題を提出させ、面談を行ってください。レポートの様式は、標準テキストに添付しているものを利用してください。提出されたレポートは、その内容を事業所で、訪問型サービスA（Ⅱ）に従事するのに適格か評価した上で保存しておいてください。

【記録の保存】

研修を行ったことを記録し、その記録を保存するようにしてください。

記録方法は、受講生から研修修了時にレポートを提出させ、それを保存することで行ってください。このレポートによる記録は、その者が当該事業所で訪問型サービスA（Ⅱ）に従事する期間にわたり保存し、その者が「訪問型サービスA（Ⅱ）従事者研修修了者」であることを示せるようにしてください。

【研修時間】

訪問型サービスA（Ⅱ）従事者研修の課程を修了するために必要な研修時間の規定はありませんが、訪問型サービスA（Ⅱ）に従事するにあたり、適切にサービス提供できるよう十分に研修されるようお願いいたします。

【研修を実施する講師】

訪問型サービスA（Ⅱ）従事者研修の講師は、管理者や訪問事業責任者等が行うことを想定しています。

【修了証の発行】

「修了証」を発行する必要はありません。

ただし、訪問型サービスA（Ⅱ）に従事するにあたり、身分を証する書類を携行させ、初回訪問時と利用者やその家族から求められた時は、これを提示させてください。

1-7 「訪問型サービスA（Ⅱ）従事者研修」について、A事業所で研修を受け一定期間就労した後に退職し、その後B事業所に再就職した場合に就労は可能か。	29.1.20
--	---------

(答)

訪問型サービスA（Ⅱ）従事者研修は、研修受講者が研修を実施した事業所で従事する場合のみ有効とします。

よって、A事業所で就労していた訪問型サービスA（Ⅱ）従事者が、B事業所で就労する場合、再度、B事業所で訪問型サービスA（Ⅱ）従事者研修を受講する必要があります。

1-8 「訪問型サービスA計画」を「必要に応じて」作成しなければならないが、どのような場合作成しなければならないか示されたい。	29.1.20
---	---------

(答)

訪問型サービスA（Ⅰ）を提供する場合は、訪問型サービスA計画を作成してください。

訪問型サービスA（Ⅱ）を提供する場合で、訪問型サービスA計画を作成することによってより効果的にサービス提供ができる場合、第一号介護予防支援事業者等から訪問型サービスA計画の作成を依頼された場合、利用者又は家族等に訪問型サービスA計画の作成を求められた場合等には訪問型サービスA計画を作成してください。

2. 通所型サービスについて

2-1 通所型サービスで提供するサービスの内容を示されたい。	29.1.20
--------------------------------	---------

(答)

通所型サービスで提供するサービスの内容は、次のとおり例示します。

通所型サービスAは、運動、レクリエーションの提供、必要な日常生活上の支援を行うものです。利用者は、引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者等を想定しており、その者に対する外出機会の提供し、多様な居場所づくりの一環と位置付けています。なお、運動、レクリエーションの内容につきましては、生活機能の維持又は向上が図られる内容を、事業所ごとに創意工夫して取り組んでいただくことをお願いいたします。

サービス種類	内 容
旧介護予防通所介護相当サービス	従来の介護予防通所介護のサービス内容のもの
通所型サービスA	運動やレクリエーションの提供 健康状態の確認 生活等に関する相談・助言 その他の利用者に必要な日常生活上の支援

2-2 通所型サービスAで提供するサービスの所要時間を示されたい。	29.1.20
-----------------------------------	---------

(答)

通所型サービスAの所要時間については、現に要した時間ではなく、介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランに位置付けられた内容のサービスを提供するために要する標準的な時間とします。

なお、「全日」は午前から昼食時間をはさみ午後になわたり行うサービス提供、「半日」は午前のみ若しくは午後のみサービス提供とします。具体的なサービスの提供時間については、利用者の心身状況、その置かれている環境、希望等を勘案して行う介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアプランの内容及び通所型サービスAの事業目的等を踏まえ、適切に設定してください。なお、単位設定にあたっては下表の時間程度のサービス提供を想定しています。

通所型サービスAにおいては、単に、当日のサービスの進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所型サービスAが提供されているものとは認められません。

サービス種類	時 間	
通所型サービスA	全日	5 時間程度
	半日	3 時間程度

2-3 「通所型サービスA計画」を「必要に応じて」作成しなければならないが、どのような場合作成しなければならないか示されたい。	29.1.20
---	---------

(答)

通所型サービスA計画を作成することによってより効果的にサービス提供ができる場合、第一号介護予防支援事業者等から通所型サービスA計画の作成を依頼された場合、利用者又は家族等に通所型サービスA計画の作成を求められた場合等には通所型サービスA計画を作成してください。

なお、上記以外の場合であっても、通所型サービスA計画の記載内容は、利用者にとってサービス利用の目的を認識し、生活機能維持・向上に対する意欲の喚起を促すものであることから、作成することが望ましいと考えています。

2-4 平成29年4月以降に、介護予防通所介護の新規利用者を受入することは可能か。	29.2.7
---	--------

(答)

介護予防通所介護の利用希望があった場合、原則は総合事業において同等サービスとなる旧介護予防通所介護相当サービスの利用を促すこととなります。

ただし、利用希望している事業所が旧介護予防相当サービスの指定を受けていない場合は、当該事業所の特色等を勘案し、他の旧介護予防通所介護相当サービス事業所ではなく当該事業所を利用することが妥当として介護予防サービス計画等位置付けがあれば、介護予防通所介護の新規利用者として受入可能とします。

なお、介護予防通所介護は最長でも平成30年3月末で指定の効力がなくなるので、受入にあたっては指定の効力がなくなった後などについて十分考慮し、利用者に説明した上で受入してください。

※介護予防訪問介護についても同様の取扱いとします。

3. 第1号事業支給費について

3-1 第1号事業支給費の請求方法について示されたい。	29.1.20
-----------------------------	---------

(答)

指定事業者によるサービスの第1号事業支給費の請求・支払い業務については、大阪府国民健康保険団体連合会に委託する予定です。

※指定事業者によるサービスは、次のサービスです。

- ・旧介護予防訪問介護相当サービス事業
- ・旧介護予防通所介護相当サービス事業
- ・訪問型サービスA事業
- ・通所型サービスA事業

3-2 指定事業者による総合事業のサービスを利用する場合の利用者負担を示されたい。	29.1.20
---	---------

(答)

指定事業者による総合事業のサービスを利用する場合の第1号事業支給費は、事業費用の90/100（つまり、利用者負担は1割）です。ただし、一定の所得以上の方の第1号事業支給費は、事業費用の80/100（つまり、利用者負担は2割）です。

なお、食費、原材料費等の実費が生じた場合、その実費は利用者の負担です。

4. 介護予防ケアマネジメントについて

4-1 介護予防ケアマネジメントの実施者について示されたい。	30.4.19
--------------------------------	---------

(答)

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターで実施することを基本としますが、地域の実情等に応じて地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ委託することが可能となっています。

本市の運用については、地域包括支援センターにお問い合わせください。

※柏原市地域包括支援センター（柏原市高齢者いきいき元気センター）

〒582-0018 柏原市大県 4-15-35（柏原市社会福祉協議会内）

TEL072-970-3100